

子どもの貧困、その背景にある不利と困難の複合—子ども虐待調査から—

シンポジスト：大澤 真平（札幌学院大学）

報告の概要

本日の私に課せられた課題は、貧困問題に関する湯澤先生の基調報告と、この後の具体的支援実践報告の間で、「子どもの貧困」を焦点にしたときの支援の問題点について整理をすることではないかと思っております。内容としまして、まずは貧困研究の立場から、「貧困にある子ども」への支援とは何かについて若干の整理をさせていただいた後、平成20・21年度厚生労働省科学研究報告書「子ども虐待問題と被虐待児の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援の在り方に関する実証的研究」（代表：松本伊智朗）の調査結果に基づいて、貧困にある子どもと家族の抱える諸困難の実態を報告いたします。そして、それらを通じて「貧困にある子ども」への支援の方向性について考察したいと思います。

1. 私たちは「子どもの貧困」にどう取り組むべきか？

(1) 貧困問題は社会の構造的な不平等を基底とする社会問題

まず初めに指摘したい点は、貧困問題とは構造的な不平等の問題であるということです。救貧法から福祉国家の成立の歴史を振り返る、あるいはラウントリーやタウンゼントの貧困の発見・再発見ということを考えましても、貧困問題とは近代化に伴って生じてきた問題であることは周知のとおりです。また、さきほどの湯澤先生の基調講演にもありましたとおり、税制度と社会保障制度が逆機能を果たしていること、あるいは家族政策支出の乏しさ、また母子世帯の貧困率の高さなど、貧困が政策的に生み出されている側面も少なからずあります。つまり、社会構造・政策が生み出す「貧困」という視点が基本にあり、それは政策的に「貧困」という問題を緩和することができるということです。これに対してソーシャルワークは、社会の安定（既存秩序の維持）と社会の仕組みそのものの問い直しの両側面を持ち合わせています。しかし、個人に寄り添い、個人の生活が身近に見えるだけに、貧困問題に関わるソーシャルワーカー（あるいは支援者）は、構造的矛盾の中の個人に対して、責任や資質を問う視点に傾きがちになることが往々にしてあります。

(2) 「子どもの貧困」とは—「子ども」と「家族」をどう考えるのか？—

それを前提に「子どもの貧困」という言葉を使うことは、いったいどういう意味があるのだろうかということが問われています。まず申し上げておきたいことは、「子どもの貧困」という概念は、あくまでも子どもを主体にした概念だということです。親や家庭の雇用・所得の問題としてだけ捉えてしまうと、それは「子育て家族の貧困」となってしまいます（それはもちろん「子どもの貧困」と関係あることですが）。また、親の養育責任や現代家族の変容を議論するだけでは、現実には貧困の中にいる「貧困の犠牲になる子ども」の現状を変えることにはなりません。つまり、「子どもの貧困」とは家族資源を背景とした「子どもの」育ちの不平等の問題であり、どうやって子どもの幸せと育ちを保障するのかという問題なのです。

では、どうやって子どもの幸せと育ちを支えるのかということですが、それには二つの視点があると思います。ひとつは子どもそのものを目的とすることであり、社会的な「育ちの仕組み」の構築をどうするのかという視点です。つまり、家族がどうであれ、子どもは子どもとして育つことができる社会のあり方をどう作り出すのか、いいかえると家族責任をどのように相対化していくことができるのかということです。とは言いつつ、一方で、現実には「責任を取れる家族」をどう成立させるかということも重要になります。それは単に表面的な家族責任を追及することではなく、家族が子育てを「できる」ために必要な支援は何かという視点です。問題は家族の努力や意識ではありません。家族ができる範囲のことを、当たり前にするために必要な支援と条件をいかに整えるかということです。

その場合、支援者が理解しておかなければならないことは、「できる」ための資源の必要は個別の家族と状況によって異なるということです。ある程度の知識と認識が共有されている「障がい」の場合、「できる」ために必要な支援や資源というものは支援者にも理解されやすいのですが、「貧困」については知識と認識が理解・共有されていないため、ソーシャルワーカーや支援者が「私ならできる」という基準で貧困にある家族や子どもを見がちになるのは残念ながらままあることです。貧困にあるということは、お金がないという経済的困窮に加えて、人とのつながりが断ち切られていたり、情報や手段をうまく得ることができなったり、スティグマによる自尊心の傷つきや、その中で力を奪われ声をあげられないボイスレスの状態に陥っていたりする、そういった問題でもあるのです。ですから、むしろソーシャルワーカーや支援者は、世間のそういった見方を跳ね返しつつ支援することが求められています。

(3) 貧困のダメージは、子どもの現在と未来の両側面に影響する

「子どもの貧困」に対する支援という時に考えなくてはならないのは、貧困のダメージは子どもの現在と未来へ影響するということです。どうしても支援実践のなかでは現在の子どもの幸福を保障すること、つまり緊急対応の方に目がいきがちですが、社会的な不平等の再生産を断ち切ることも考える必要があります。そういう点で、学校や保育所などの本来的な仕事として、これからできることは数多くあるのではないかと思います。ただし現場では、どの子どもに対しても平等に扱うというそれ自体は重要な視点と、貧困にある子どもへの特別な対応という視点との間をどう整理するのかという課題は残されています。

以上のように考えていきますと、大切なことは、構造的背景をもとに子どもと家族にどのような困難がもたらされているのかを理解したうえで、どのような支援と仕組みのもとで、個別具体的な子どもや家族がまっとうな生活を送っていくことができるのか、また、発達を社会や家族が保障していくことができるのかを考える必要があるということです。そこで、次に実際の調査から具体的な困難の諸相を分析していきたいと思います。

2. 貧困にある子どもの困難 —子ども虐待調査から見える不利と困難の複合—

(1) 貧困と子ども虐待

これからお示しするのは、私どもが昨年行った厚生労働省科研の児童虐待に関する調査のデータです。主として虐待問題を扱った調査ですが、あとでお話するように、かなりの割合で貧困・生活困難にある家族が含まれています。注意していただきたいのは、貧困・生活困難だから虐待をするわけではなく、虐待はすべての社会階層で発生するが、特に貧

困・生活困難層にその比率が高く、問題が深刻化しやすいということです。

(2)子ども虐待調査

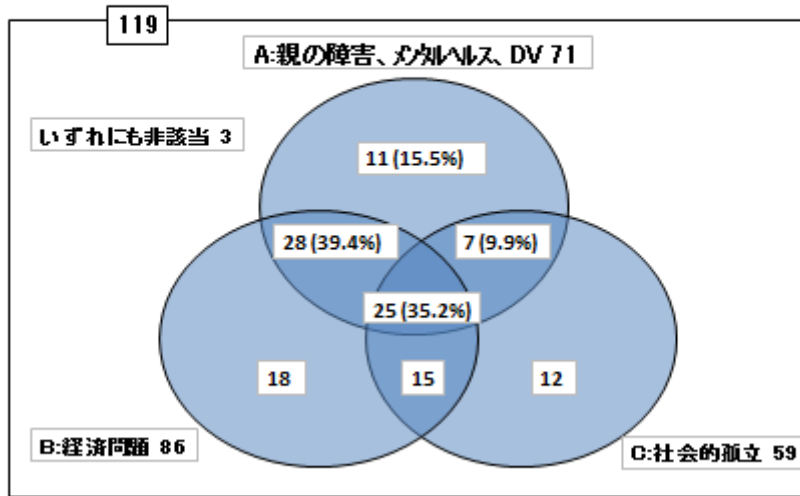
調査は北海道の児童相談所に平成15年度に虐待受理された5歳、10歳、14/15歳の児童票の全数調査です。特徴としては、調査年の平成20/21年度までの支援経過と予後分析が可能なデータとなっています。ここでは個人情報の観点から分析に供することが可能な119事例を扱っています。

まず、貧困との関係ですが、家計状況は不明(41.2%)を除きますと、実に生活保護世帯が66.2%、非課税世帯が8.5%と、制度的に貧困・低所得と区分される世帯が合わせて74.6%を占めています。また、調査者が家計状況、就労、住居、負債から総合的に判断した生活状況区分でも、困難、多少困難が合わせて81.5%となっています。次にスライドの表1(省略)をご覧ください。これまで養育者が経験してきた生活上の出来事として、経済問題(借金・多重債務・破産・経済的困窮など)を経験した者が72.3%、あるいは解雇・失業を経験した者が42.9%と、厳しい生活を余儀なくされてきたことが分かります。さらに、この表の生活上の出来事(他に「けが・疾病」「住居問題」など全部で7項目)を3項目以上重ねて経験した者が63.9%にもものぼっており、生活基盤の脆弱性と貧困が累積的に家族にのしかかっているのが理解できます。

そして、調査結果からは家族の不利と困難が複合する様子がはっきりとわかります。図1をご覧ください。全119事例のうち、「親の障がい・メンタルヘルスの問題・DV」群を抱えるものが71事例、「経済問題」群が86事例、「社会的孤立(頼りになる親族・知人がいない)」群が59事例となっており、これら3つの困難群をまったく抱えていないのはわずかに3事例のみでした。これらの重なりを見ますと、例えば「親の障がい・メンタルヘルスの問題・DV」を抱えているもののうち、同時に「経済問題」を抱えているものが53事例(75%)、あるいはこれら3つの困難群を同時に抱えているものが25事例(35.2%)など、不利と困難が複合していることがはっきりと示されていました。

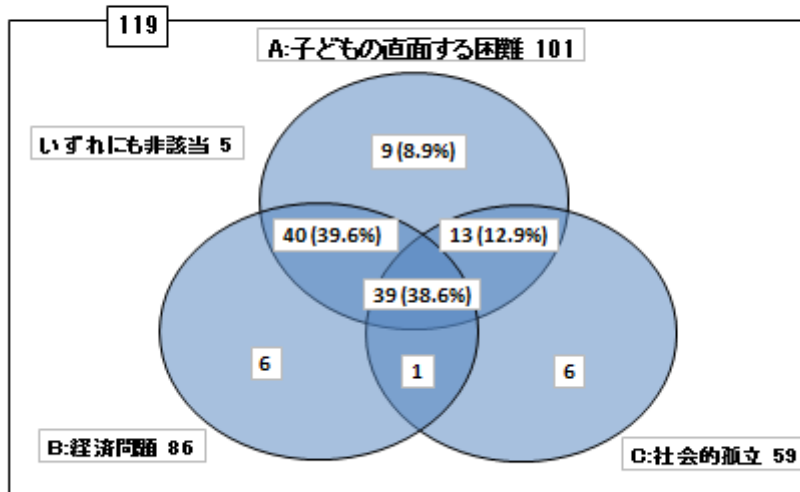
では、子どもはどうでしょうか。図2(省略)に示す通り、「児童の直面する困難」として、当該児童に「障がい」(47.1%)、「不登校(園)」(35.3%)、「暴力傾向・非行」(28.6%)、「いじめ被害」(18.5%)が見られます。そして、これらのうちいずれかひとつ以上の困難に直面している子どもは、当該児童の77.3%、その兄弟姉妹の58.0%となっており、当該児童か兄弟姉妹のいずれかが直面する困難を抱えているかどうかを見ますと、実に全事例の84.9%にのぼっています。先ほど同様に不利と困難の複合を確認しますと、子どもの直面する困難を抱えた事例のうち、実に約80%近くが同時に経済的問題を抱えていました。つまり、子ども虐待問題は、家族の生活の不安定と貧困、養育者の心身の疾病や障がい、DVなど家族関係の葛藤、子どもの健康と発達の困難、社会的孤立と排除、それとお示しできませんでしたが社会資源や公的支援へのアクセス困難などが複合的に連鎖する中で生じていたのです。

不利と困難の複合(家族)



注:障害=「知的障害」、メンタルヘルス=「精神病(即ちつき中心)・神経症」「アルコール・薬物問題」「人格障害」⁹

不利と困難の複合(子ども)



注:子どもの困難=「障害」「不登校(欠)」「暴力傾向・非行」「いじめ被害」いずれかひとつの困難に直面し当該児童もしくは兄弟姉妹のどちらかが当てはまる事例

3. 貧困にある子どもへの支援の方向性

貧困にある子どもへの支援として、これらの結果からいくつかのことが指摘できるかと思えます。まず、現在行われている子どもの緊急避難や状況対処のみならず、やはり継続的な家族支援と生活基盤の安定という視点が必要だということです。それは現実に虐待や貧困のダメージを受けている子どもへの影響を緩和するために有効であるばかりではなく、虐待や貧困のダメージが子どもに及ぶ前に、家族支援と生活基盤の安定を図ることができれば、それは大きな予防措置となります。

次に、問題が複合的なら対処も複合的に行う必要があるということです。調査結果を見ても分かる通り、個別の機関だけではとても対応できない状況が貧困にある子どもに広がっています。しかし、複合的だからこそ子どもと家族に関わる諸領域の連携の可能性があるととも言えます。単に「貧困」と言うと、それは所得や労働の問題として「家庭のこと」には関われないと思われがちですが、「子どもの貧困」と言った時には多くの機関がそこに関わるのが可能になります。

子どもの支援には二つの側面があります。ひとつは育ちの条件を安定させ整えるということ、そしてもうひとつはまっとうな育ちを確保していくことです。直接的に家庭の生活基盤や親の子育てを支援するような育ちの条件を安定させるための仕事をする役割と、学校や保育所のように子どもと関わるなかで育ちを確保していく役割を担う、そのような「子どもを目的として」意識的に連携していくことが、今まさに求められているのではないのでしょうか。貧困にある家庭では親に頼ることが難しいケースが多いことを考えると、このことは特に重要です。つまり、あくまでも子どもを主体として、子育ては「家族の責任」から「社会の責任」へと捉え直していく、そこにこそ「子どもの貧困」という言葉を使う意味があるのだと思います。以上で報告を終わります。